公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３２３号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目16番20号　フロム鈴杜102
債務者　村島　政雄
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３７０号
宮城県多賀城市笠神３丁目12番１号
債務者　千葉　大希
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３２９号
広島市安佐南区相田４丁目10番９－102号
債務者　山根　和晃
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大本　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３０号
広島市安佐南区相田４丁目10番９－102号
債務者　山根ひろみ
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大本　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６１号
福岡市東区箱崎１丁目31番２－306号
債務者　清村　俊介
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０６号
福岡県福津市中央１丁目17番17号　コスモハイツⅡ－105号
債務者　早川真佐子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７　レジデンス内橋　201号、前住所福岡県糟屋郡宇美町宇美３丁目14番24号
債務者　岡林千鶴子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８９号
福岡市博多区竹下２丁目４番38－302号
債務者　福添　　亮
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８２４号
福岡市南区的場２丁目８番1406号、前住所福岡市南区屋形原４丁目36番１号
債務者　大森　　晃
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８４０号
福岡市西区小戸１丁目35番６－405号
債務者　安永　有里
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８６１号
福岡県太宰府市通古賀３丁目19番16－302号
債務者　森田　昌宏
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９４号
秋田市外旭川字八幡田149番地11
債務者　鎌田　誠一
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６号
山梨県富士吉田市上吉田6089番地の１
債務者　奥脇　誠志
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第８４５号
福岡市早良区西新６丁目10番15－801号
債務者　櫻井　朋子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５１号
山形県米沢市東１丁目７番32－３号
債務者　橋本　梨沙
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４６０号
兵庫県三木市福井１丁目３番23号
債務者　泉　　秀和
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部